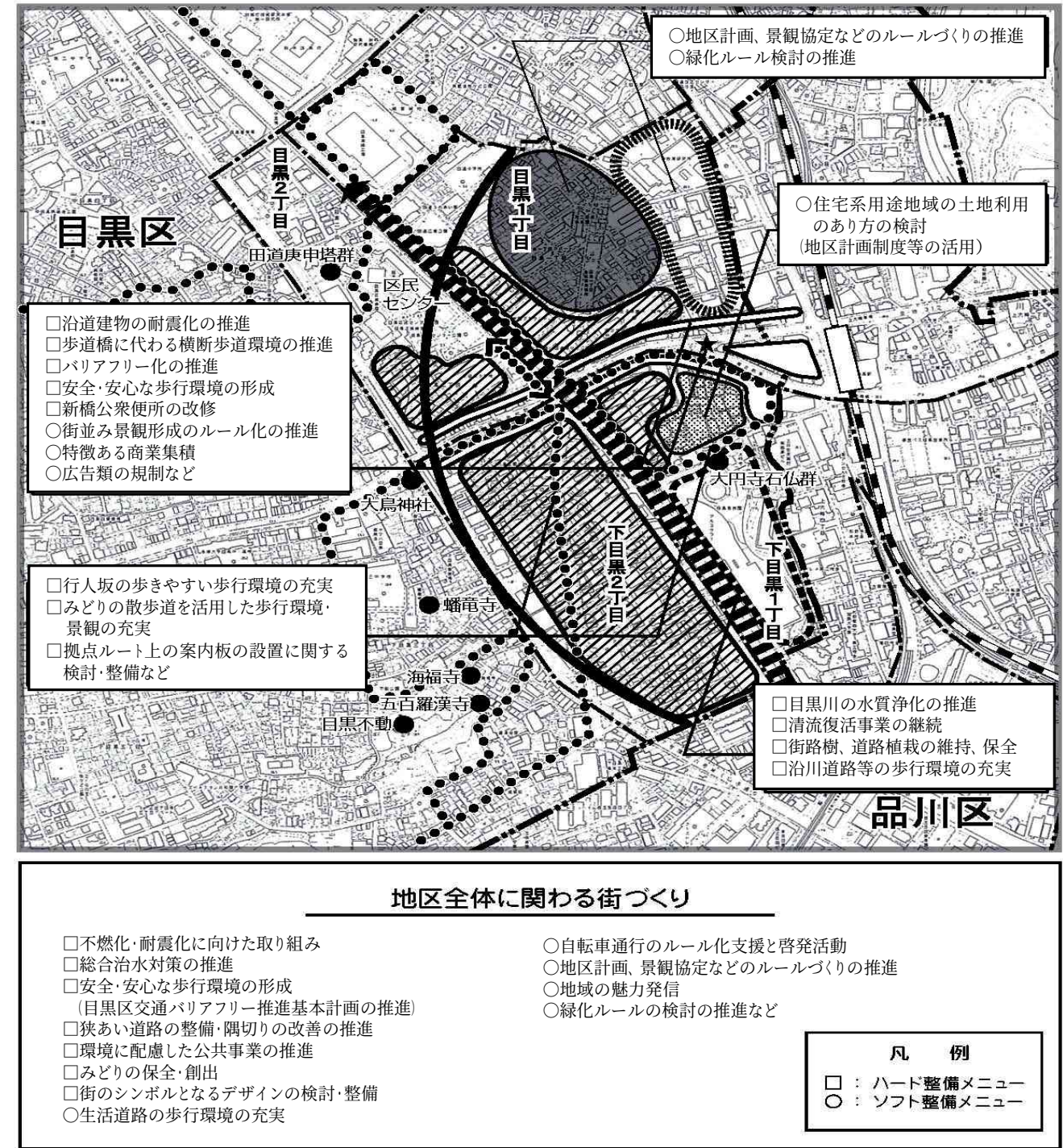


3. 整備メニュー

整備メニューを「整備方針」及び取り組みの柱となる「アクションプラン」に沿って設定し、概要図としてまとめました。

目黒駅周辺地区整備方針「主な整備メニュー」概要図



4. 街づくりの進め方

目黒駅周辺地区の街づくりを実現するための整備メニューの実施においては、区民、事業者、区がそれぞれの役割を担い、進めていくことが必要となります。特に、地域の実態に即したルールづくりなど、より良い街づくりを進めるためには、地域コミュニティの維持・発展を図りながら、地域の個性や文化を大切に、各地域別や独自テーマ別の街づくりを進める取り組みが必要です。

こうした中で、現在行われている「目黒駅周辺地区整備懇談会」を発展させるなど、各地域別・テーマ別の街づくりの課題に応じて、区と連携・協力した取り組みを進めていくこととします。

目黒駅周辺地区街づくりニュース

第5号 平成24年11月

発行：目黒駅周辺地区整備懇談会事務局

「目黒駅周辺地区整備方針素案」がまとまりました。

皆様のご意見・ご感想をお寄せ下さい。

目黒駅周辺地区では、平成24年3月に地域住民の皆さんの意見を反映しながら、目黒駅周辺地区整備構想（以下、「整備構想」という。）を策定しました。

「整備構想」では、『権之助坂を始めとした歴史・文化を継承し、目黒川の水辺と桜並木の潤いのある環境を大切にして、皆でつくる活力にみちた住み良さが実感できるまち』を地区の将来像（目指していく10年後の姿）として、将来像を実現するための地区の目標、街づくりの方針などを示しています。

目黒駅周辺地区整備方針（以下、「地区整備方針」という。）は、「整備構想」で掲げた地区の将来像の実現を目指し、優先的に取り組む具体的な整備の方向性を示すものです。

「地区整備方針」の策定にあたっては、地域住民の皆様の意見を反映する取り組みを進めていくため、平成24年6月に地区住民の方で構成される「目黒駅周辺地区整備懇談会」を設置し、懇談会等で意見交換を行いながら、この度、区において地区整備方針（素案）をまとめました。

今回の「目黒駅周辺街づくりニュース 第5号」では、地区整備方針（素案）の概要についてお知らせします。また、整備方針（素案）に関する「説明会及び素案の閲覧」を実施しますので、地域の皆様の説明会への参加をお待ちしています。

◆「素案に関する説明会」及び「素案の閲覧」のお知らせ◆

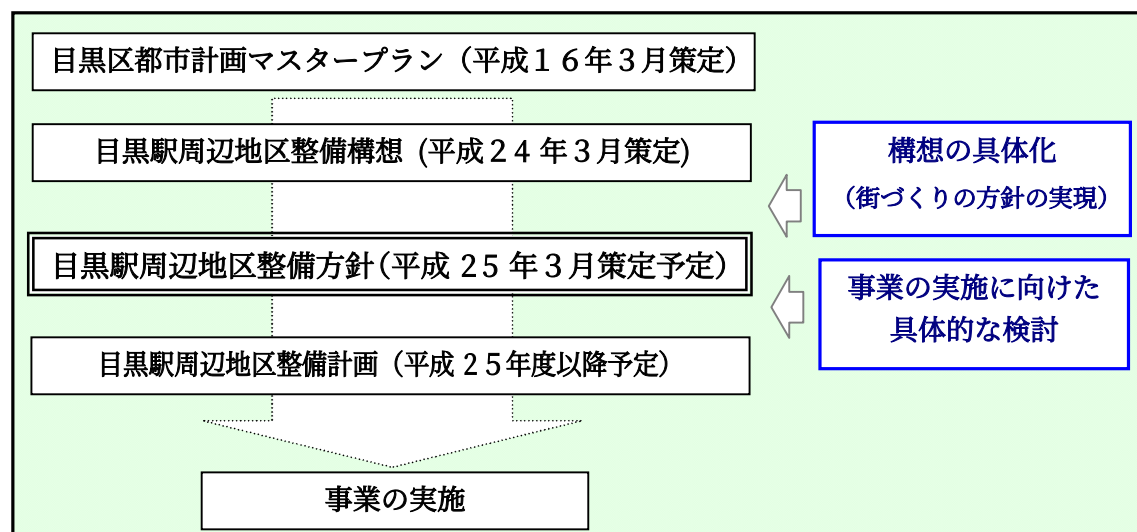
◆素案に関する説明会	日時：平成24年12月6日（木） 午後7時～午後8時30分 会場：下目黒区住区センター 第1・2会議室 ※参加希望者は、当日会場へお越しください。 ※保育（未就学児）希望の方は、11月29日までに地区整備計画課へ申し出ください。
◆素案の閲覧	閲覧場所：総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階地区整備計画課 地区サービス事務所（東部地区を除く）、田道・下目黒住区センター ホームページ： http://www.city.meguro.tokyo.jp から地区整備計画課の情報をご覧ください。 閲覧期間：平成24年11月26日（月）～平成24年12月27日（木）
◆ご意見の提出方法	「目黒駅周辺地区整備方針素案」と明記し、住所、氏名または団体名をご記入の上、郵送、FAX、Eメールにて地区整備計画課までお寄せください。 郵送先：〒153-8573 （番地を書く必要はありません） 目黒区街づくり推進部地区整備計画課 FAX：03-5722-9239 Eメール：meguroeki-kai@city.meguro.tokyo.jp 締め切り：平成24年12月27日（木）必着 ※なお、頂いたご意見は、個別の回答はいたしません、方針策定の参考にさせていただきます。
お問い合わせ先：目黒区街づくり推進部地区整備計画課 電話：03-5722-9458 （担当：森下）	



1. 地区整備方針の位置づけ

「地区整備方針」は、「整備構想」で掲げた地区の**目指す将来の姿**の実現を目指し、優先的に取り組む整備の方向性を示すものとして、整備メニューやそれらの進め方などを示すとともに、今後策定を予定している「目黒駅周辺地区整備計画」（以下「整備計画」という。）の道しるべとなります。

今後目黒区では、この「地区整備方針」を段階的かつ計画的な街づくりの指針として位置づけ、地域住民、関係機関・事業者等との協議や検討を重ねながら、具体的な整備内容をまとめた「整備計画」を策定し、目黒駅周辺地区の「目指す将来像」の実現に向けた街づくりを進めていきます。



2. 整備の基本的な考え方

「地区整備方針」は、「地区の将来像」の実現を目指すうえで、区の基本計画・実施計画等において実施が予定されている事業をはじめとした街づくりの動きとの連携や実現性を考慮し、優先的に取り組むべき項目を明らかにしていくことが必要となります。

そこで、「地区整備方針」では、「整備構想の街づくりの方針」で示した取り組みなどを整理しながら、多様な取り組みの中から、優先的な取り組みの必要性を判断するうえで、「整備優先度の考え方」を設定するとともに「整備の基本的な進め方」を示し、また、優先度を踏まえた取り組みを進めていく整備の基本的な方針（以下「整備方針」という。）、整備方針に沿った取り組みの柱となる「アクションプラン」及び具体的な取組みメニューとなる「整備メニュー」を示します。

＜整備優先度の考え方＞

目標年次が平成33年度（整備構想の目標年次）であるため、それまでに整備が可能なメニューを基本とし、次の項目を明らかにしたうえで「整備メニュー」を示します。

- ① 緊急性の高いもの（区民の安全・安心に資するもの）
- ② 住民意向が強く、地区特性などから効果が大きいもの（権之助坂の歩行環境充実や目黒川河川環境の維持・改善など）

＜整備の基本的な進め方＞

目黒駅周辺地区の街づくりを進めていくため、整備優先度を視点とした具体的な整備の方向性を示します。そのため、「整備優先度の考え方」をもとに整備の進め方の骨格を示し、整備を進めていくこととします。

【整備の進め方の骨格】

- ①：目黒区基本計画・実施計画等の実施が予定されている事業と連携して行う取り組み
- ②：話し合いの場などで、区民等の街づくりの機運を高めながら、継続的に行う取り組み

＜整備方針とアクションプラン＞

「整備構想」の『街づくりの目標・方針』をもとに、優先度を踏まえた取り組みを進めていくため、整備の基本的な方針となる「**6つの整備方針**」と整備方針に沿った取り組みの柱となる「**13のアクションプラン**」を示します。 ※目標1から3は、「整備構想」に挙げた「街づくりの目標」です。

目標1 地域活力にあふれ、暮らしやすい街

整備方針1 居住環境と産業環境が調和した、賑わいある商業・業務地の形成

アクションプラン1 権之助坂の雰囲気を活かした魅力ある商店街づくり

アクションプラン2 居住環境と産業環境が調和・共存する複合市街地の形成

整備方針2 安全・安心して暮らし続けられる居住環境の形成

アクションプラン3 安全・安心な住環境の形成

アクションプラン4 良好な住環境の創出と保全

アクションプラン5 環境に配慮した居住環境の推進

目標2 街を楽しみ、歩きやすい街

整備方針3 安全な歩行環境の充実

アクションプラン6 権之助坂・行人坂の歩行環境の充実

アクションプラン7 目黒川沿いの歩行環境の充実

整備方針4 安心して歩ける歩行者空間の創出

アクションプラン8 拠点をつなぐバリアフリーネットワークの形成

アクションプラン9 歩行者と自転車の調和

目標3 歴史・文化を活かし、人々の多様な交流がある街

整備方針5 魅力ある資源を活かした歩行ネットワークの創出

アクションプラン10 歩行ネットワークの創出（暮らしのみちネットワーク）の充実

アクションプラン11 河川環境の改善や水辺環境の保全

整備方針6 地域の歴史・文化の発信と交流拠点の創出

アクションプラン12 地域の景観を特徴づける目印の創出

アクションプラン13 地域資源の情報発信の充実